第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十一条―第七十九条）

第二款　科学警察研究所（第八十条―第百条）

第三款　皇宮警察本部（第百一条―第百二十条）

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局（第百二十一条―第百四十四条）

第二目　警察支局（第百四十五条―第百五十五条）

第三目　管区警察学校（第百五十六条―第百六十四条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十五条―第百七十四条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十五条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第三款　刑事局

（犯罪収益対策室）

第二十九条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に、犯罪収益対策室を置く。

2　犯罪収益対策室においては、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下この項及び第三十二条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。）第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十三条第一項の規定による提供に関すること並びに国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　犯罪収益対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、犯罪収益対策室の事務を掌理する。

第三十条・第三十一条　［略］

（国際連携対策官）

第三十二条　［略］

2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［略］

第五款　警備局

第三十八条～第四十一条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第四十九条―第七十六条）

第二款　科学警察研究所（第七十七条―第九十七条）

第三款　皇宮警察本部（第九十八条―第百十七条）

第三節　地方機関

第一款　管区警察局（第百十八条―第百五十九条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十条―第百六十八条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十九条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第三款　刑事局

［条を加える。］

第二十九条・第三十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（国際連携対策官）

第三十一条　［同上］

2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第八号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条の規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

第四款　交通局

第三十二条～第三十六条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第五款　警備局

第三十七条～第四十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］